

議第56号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金 額	備 考
1		2, 218, 877 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、遅滞金額 100 円につき 1 日 3 銭の割合を乗じて得た額を加算した額	納入義務者が昭和39年 2 月 11日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金
2		1, 208, 000 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、遅滞金額 100 円につき 1 日 3 銭の割合を乗じて得た額を加算した額	有限会社長浜精工が昭和41年 3 月 31日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金
3		1, 734, 000 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、遅滞金額 100 円につき 1 日 3 銭の割合を乗じて得た額を加算した額および支払済みの滞納償還金に対する遅延損害金 1, 383 円	伊吹製紙株式会社が昭和40年10月 1 日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する遅延損害金に係る連帯保証債務

番号	納入義務者	金 額	備 考
4		1,742,250 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、遅滞金額 100 円につき 1 日 3 銭の割合を乗じて得た額を加算した額および支払済みの滞納償還金に対する遅延損害金13,066円	有限会社巴輪業が昭和41年11月11日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する遅延損害金に係る連帯保証債務
5		3,076,000 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、遅滞金額 100 円につき 1 日 3 銭の割合を乗じて得た額を加算した額	不二糸業株式会社が昭和46年7月11日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金に係る連帯保証債務
6		6,500,000 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額	が昭和54年12月11日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金に係る連帯保証債務
7		5,019,360 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額	納入義務者が昭和54年10月12日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金
8		1,225,000 円に支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額	有限会社吉田組が昭和63年9月2日以降に延滞した滋賀県小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金